

香芝市告示第124号

令和6年度市民税・県民税・森林環境税税額決定（変更）通知書を送達すべきところ、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2及び香芝市税条例第18条の規定により次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和6年10月25日

香芝市長 三橋 和史

送達を受けるべき者の住所・氏名

【省略】

第3期分納期限 令和6年11月17日

第4期分納期限 令和7年 1月31日